

国民健康保険（国保）加入者のみなさんへ

★保険課 ☎ 1116

◎高齢者受給者証を送付します

国保に加入している70歳から74歳までの人に、「高齢受給者証」を交付しています。受給者証には医療費の自己負担割合が記載されているため、医療機関受診時は保険証と併せて提示が必要です。現在交付されている受給者証は7月31日で有効期限が切れるため、更新対象者には7月下旬に新

しい受給者証を郵送します。これから70歳になる人は、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から受給者証を使用できるため、誕生月の月末（1日が誕生日の人は前月末）に発送します。

◎国民健康保険限度額適用認定証の更新について

現在交付されている「国民健康保険限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）」の有効期限は、7月31日(月)です。8月以降も引き続き、入院治療や高額な外来診療を受ける場合、忘れずに更新手続きをしてください。

更新期間 7月18日(火)～8月31日(木)

受付場所 保険課（市役所1階）
市民福祉課（アスパアこだま内）

用意 国民健康保険被保険者証、印鑑（朱肉を必要とするもの）、マイナンバーの分かるもの
※国保税に滞納があると、認定証の交付を受けられません。
※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者区分となります。

《限度額適用認定証とは》

国保加入者が1か月に一つの医療機関で高額な治療を受ける場合、認定証の提示で支払いが所得区分に応じた限度額までとなります。ただし、差額ベッド代等の保険適用されないものや入院中の食事代は、別に支払いが必要です。

申請は、今回の更新期間を過ぎても随時受け付けますが、認定証は、申請した月の初日から有効です。月を遡って発行できませんのでご注意ください。

なお、年齢が70歳～74歳で住民税課税世帯の人は「高齢受給者証」を医療機関に提示することで、認定証の代わりとなりますので、申請は不要です。

◎高額療養費の自己負担限度額が変更になります

国保加入者が医療機関で高額な医療費を負担し、1か月で定められた自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分は高額療養費として支給されます（保険適用分のみ）。

この自己負担限度額が、70歳以上の人については、8月から一部変更されます。対象は下表太枠部分です。

自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
住民税課税世帯	現役並み所得 ※1	平成29年7月まで44,400円 平成29年8月から57,600円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた(44,400円※5) 場合は、その超えた分の1%
	一般	平成29年7月まで12,000円 平成29年8月から14,000円 〈年間144,000円上限〉	平成29年7月まで44,400円 平成29年8月から57,600円 (44,400円※5)
住民税非課税世帯 ※2	低所得Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ ※4		15,000円

※1 現役並み所得者とは、原則として同一世帯に住民税課税所得が年額145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方です。
 ※2 「住民税非課税世帯」は「国保加入者と世帯主が住民税非課税の世帯」です。
 ※3 低所得Ⅱとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税世帯の方です。
 ※4 低所得Ⅰとは、国保加入者全員と世帯主が住民税非課税で、かつ各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方です。
 ※5 () 内の金額は、過去12か月以内に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額です。

国民年金保険料の納付が難しいときは… 7月から「免除」「納付猶予」申請の受付が始まります

所得が少ないときや失業等により国民年金保険料（平成29年度 月額16,490円）を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や、猶予となる「納付猶予制度」を利用しましょう。

7月3日(月)から平成29年度分（平成29年7月～平成30年6月）の申請受付を開始しますので、利用希望者は忘れずに申請してください。

保険料免除制度
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人が対象で、申請が承認されると、保険料の納付が猶予されます（表1参照）。なお、対象年齢は、平成28年6月までの期間は30歳未満、平成28年7月以降の期間は50歳未満の人が納付猶予の対象となります。

納付猶予制度
本人・配偶者の前年所得が一定額以下の人が対象で、申請が承認されると、保険料の納付が猶予されます（表1参照）。なお、対象年齢は、平成28年6月までの期間は30歳未満、平成28年7月以降の期間は50歳未満の人が納付猶予の対象となります。

失業等による特例申請
失業等を理由とした申請（＝特例申請）の場合には、失業した人（配偶者・世帯主）

も含む）の所得については審査対象から除かれます。特例申請が可能な期間は、失業日（＝退職日の翌日）を起算日として、その前月から翌々年の6月までです。

申請場所 市民課国民年金係（市役所1階）又は市民福祉課（アスパアこだま内）

申請

用意
①年金手帳又は基礎年金番号のわかるもの
②印鑑
③特例申請をする人は、失業したことわかる「雇用保険受給資格者証」「雇用保険被保険者離職票」「退職辞令（公務員）」等のいずれかのコピー

※申請は原則として毎年度必要ですが、昨年度に全額免除又は納付猶予の承認（特例申請による承認を除く）を受けた人で、あらかじめ翌年度以降の継続申請を希望している場合は、今年度の申請は必要ありません。後日、日本年金機構から郵送される審査結果を確認してください。

年金請求書の手続き漏れがありませんか？

平成29年8月1日より、老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間が、25年から10年に短縮されます。対象者には日本年金機構から黄色の封筒を送付しています。まだ請求手続きをされていない方は、ご予約の上、お早めに手続きをお願いします。
★予約・問い合わせ先
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

表1 免除等の所得基準額（所得審査対象者全員の前年所得が下記の計算式で計算した金額以下であること）

	所得基準額
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除額等

※扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族（70歳以上）の場合は48万円、特定扶養親族（19歳～23歳未満）及び16歳から19歳未満までの扶養親族の場合は63万円。

表2 免除等と将来の年金受給との関係

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格期間	年金額	
全額免除	算入される	8分の4が反映	算入される
4分の3免除		8分の5が反映	
半額免除		8分の6が反映	
4分の1免除		8分の7が反映	
納付猶予・学生納付特例		反映されない	
未納	算入されない	反映されない	算入されない

※免除等を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること（＝追納）ができ、追納すると将来受け取る年金額は減少しません。年金額への反映率は、平成21年4月に改定されました。

★市民課国民年金係 ☎ 1114、市民福祉課 ☎ 1333、熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5012